

就学支援金確認票（書面申請用）

ふりがな

生徒氏名 _____

クラス等 年 組 番

ふりがな

保護者1（氏名） _____

日中連絡が取れる

電話番号 _____

ふりがな

保護者2（氏名） _____

日中連絡が取れる

電話番号 _____

確認事項1

提出書類をご確認ください。

【提出書類】

- ① 就学支援金確認票（書面申請用）<本用紙>
- ② 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書
- ③ 高校生等臨時支援金申請意向及び同意について

<マイナンバーで審査の場合 ④⑤> 【確認事項】

- ④ 個人番号カード等のコピー貼付台紙
- ⑤ 保護者の顔写真付き身分証明書のコピー

過去に4.5を提出済みの
場合は不要です。

<課税証明書取得で審査の場合 ⑥> 【確認事項3】

- ⑥ 令和7年度課税証明書等

確認事項2

個人番号カード等のコピー貼付台紙の記入・貼付の留意事項

- 太枠線内の箇所を手書きで記載してください。

【記入箇所】

- ・ 確認事項4：生徒氏名、ふりがな
- ・ 確認事項5：保護者の人数

保護者1の氏名、個人番号（マイナンバー）、生年月日

保護者2の氏名、個人番号（マイナンバー）、生年月日

※ ひとり親の場合は、保護者1のみ記入してください。

- 保護者全員の個人番号カードのコピーを該当の欄にのり付けしてください。
- 個人番号カードのコピーが提出できない場合は、保護者全員の個人番号が記載された住民票の写し、若しくは住民票記載事項証明書の原本又はコピーを本用紙（貼付台紙）に添えて提出してください（台紙にのり付けする必要はありません。）。

※ 原則として、個人番号通知カードは、使用できません。

ただし、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事項が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に個人番号通知カードの記載事項の変更手続きが完了している場合に限り、使用可能です。

確認事項3

課税証明書等の留意事項(課税証明書による審査を希望する方のみ)

令和7年度の課税証明書等（次のア～ウに掲げるいづれかの書類）をご提出ください。

保護者（親権者）全員（父母がいる場合は、2人分）の書類が必要です。

なお、配偶者控除が確認できる場合は、配偶者の方の課税証明書等は必要ありません。

ただし、この場合であっても、主に生計を維持する保護者の算定基準額が 30万2,700円 以上の場合には、配偶者の方の課税証明書等（ア又はイ）のいづれかの書類が必要です。

ア 令和7年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー

※ 市町村民税・県民税特別徴収税額通知書は使用できません。

イ 令和7年度市町村民税・県民税課税(非課税)証明書の原本又はコピー

※ お住いの市区町村の税担当部署で発行を受けることができます。（有料）

発行を受ける際は、必ず、別添の「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）の発行について」を市区町村の窓口に提示してください。

（就学支援金の審査に必要な税情報が記載されていない場合があるため。）

ウ 生活保護受給証明書の原本

※ 令和7年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの。

個人番号カード等のコピー貼付台紙に記載・貼付してください。

（確認事項4 へ進んでください。）

（学校使用欄） これより下は、学校で記入します。記入しないでください。

● 提出状況の確認

提出方法	提出書類	提出区分	確認票	申請・届出書	申請及び同意書	臨時支援金	台紙	個人番号 コピー		身分証明書 表示		身分証明書 コピー提出		課税証明書	生保証明書	その他
								保護者1	保護者2	保護者1	保護者2	保護者1	保護者2			
対面	生徒本人															
	保護者全員															
	保護者一部															
	その他															
郵送・封入																

この書類を市町村役場の
窓口に提出してください

高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)の 発行について

◆ 課税(非課税)証明書で就学支援金の申請をする保護者の方へ

課税(非課税)証明書の発行を受ける際には、この用紙を、お住まいの市区町村の税担当部署に提示してください。

◆ 市区町村の税担当部署の方へ

この用紙の提示を受けましたら、課税(非課税)証明書に加えて、裏面の「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)」またはこれに代わる書面を発行していただきますようお願いします。

※ 課税(非課税)証明書により、「課税所得額(課税標準額)」及び「調整控除の額」の確認ができる場合は、裏面の様式の発行は不要です。

殿

(氏名)

高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項(マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。(本人該当区分のうち「未成年」を除く。))については、下記の通りです。

7 年度(6 年分)の所得等

- 課税所得額(課税標準額) 円
- 合計所得金額 円
- 総所得金額等 円
- 扶養親族の合計 人 (※同一生計配偶者を含む)
(内、16歳未満扶養者数 人)
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○
特別障害 その他の障害 寡婦 ひとり親
勤労学生 未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 円
※市町村民税相当分

日付 令和 年 月 日

市区町村名

担当部局課名

公印※省略可

(令和5年3月改訂版)

年 月 日

神奈川県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

 収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

 この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。 この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
保護者等の電話番号			
保護者等の電子メールアドレス			
生徒が在学する学校の名称	神奈川県立茅ヶ崎高等学校		

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者

・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 神奈川県立茅ヶ崎高等学校	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校（　　制）
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）又は課税証明書等については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付します。

① <input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合	
② <input type="checkbox"/> 親権者1名分（添付書類が個人番号カードの写し等の場合はア又はイ、課税証明書等の場合はイ～エのいずれかの□にレ印を付けてください。） (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)	
③ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	
④ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> イ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付できない場合 等	
⑤ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ウ 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合	
⑥ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> エ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合	
⑦ <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)	
⑧ <input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
⑨ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	
⑩ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> イ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等	
⑪ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ウ 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合	
⑫ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> エ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合	
⑬ <input type="checkbox"/> 生徒本人（添付書類が個人番号カードの写し等の場合はア、課税証明書等の場合はイの□にレ印を付けてください。）	
⑭ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ア 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等	
⑮ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> イ ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	
(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付しません。（添付しない書類が個人番号カードの写し等の場合はア、課税証明書等の場合はイ又はウのいずれかの□にレ印を付けてください。）	
⑯ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ア 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合	
⑰ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> イ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合	
⑱ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ウ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合	

個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。）

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	
年 月 日	
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。	

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	
年 月 日	
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。	

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

都道 府県	市區 町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

都道 府県	市區 町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

年 月 日

神奈川県教育委員会 殿

高校生等臨時支援金申請意向及び同意について

(1) 高校生等臨時支援金（以下「臨時支援金」と言います。）申請の意向について次の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。

- ①臨時支援金を申請したいので、受給資格の認定を申請します。
 ②臨時支援金を受ける意思がないので、受給資格の認定は申請しません。
- ※①にレ印を付けた場合は、(2)についても回答してください。

(2) 臨時支援金受給資格認定に係る同意事項（次の事項を確認の上、全ての□にレ印を付けてください。）

- 臨時支援金の認定事務のため、私の高等学校等就学支援金の認定や受給状況に係る情報を利用することに同意します。
 学校設置者が、私に支給される臨時支援金を代理受領することに同意します。
 臨時支援金を授業料に充てるとともに、臨時支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを同意します。

以下の欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。

ふりがな	
生徒氏名	

生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒
保護者等の電話番号	
保護者等の 電子メールアドレス	
生徒が在学する 学校等の名称	

記入例

この同意書を作成した日に
ちを記入してください

様式 1

2025 年 7 月 10 日

神奈川県教育委員会 殿

高校生等臨時支援金申請意向及び同意について

(1) 高校生等臨時支援金（以下「臨時支援金」と言います。）申請の意向について
次の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。

- ①臨時支援金を申請したいので、受給資格の認定を申請します。
 ②臨時支援金を受ける意思がないので、受給資格の認定は申請しません。
※①にレ印を付けた場合は、(2)についても回答してください。

(2) 臨時支援金受給資格認定に係る同意事項（次の事項を確認の上、全ての□にレ印を
付けてください。）

- 臨時支援金の認定事務のため、私の高等学校等就学支援金の認定や受給状況に係
る情報を利用することに同意します。
 学校設置者が、私に支給される臨時支援金を代理受領することに同意します。
 臨時支援金を授業料に充てるとともに、臨時支援金の支給に必要な事務手続きを
学校設置者に委任することを同意します。

以下の欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。

ふりがな	ばんごう たろう
生徒氏名	番号 太郎

生徒の生年月日	20●●年 ●●月 ●●日
生徒の住所	〒 ●●●-●●● ●●市●区●●町●-●
保護者等の電話番号	●●●●-●●-●●●●
保護者等の 電子メールアドレス	
生徒が在学する 学校等の名称	神奈川県立茅ヶ崎高等学校

提出期限:7月14日(月)

事務室前回収BOX
又は郵送で提出

高等学校等就学支援金/高校生等臨時支援金の申請について

～申請いただかないと、授業料の支払いが必要となります！～

◆ 制度概要

- ◇ 高等学校等就学支援金を申請し、認定になれば授業料の支払いが不要となります。
- ◇ 令和7年度は、授業料支援の対象者の範囲が広がり、**高等学校等就学支援金を申請した結果、不認定と判定された場合には高校生等臨時支援金の対象となり、授業料の支払いが不要となります。**

※ 高校生等臨時支援金を受給するには、高等学校等就学支援金の手続き時に、認定情報等を高校生等臨時支援金の認定事務で利用することへの同意や、支給を受けるための意向登録が必要となります。

- ◇ 計算式（保護者（親権者）全員）により計算した額により、支給される支援金が異なります。

●高等学校等就学支援金：30万4,200円（年収約910万円）未満の世帯

●高校生等臨時支援金：30万4,200円（年収約910万円）以上の世帯

【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

マイナポータルHP
保護者の課税標準額等は、マイナポータルで、「わたしの情報」から確認できます。
※マイナンバーカードが必要です。

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算
※ 就学支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（令和7年7月～令和8年6月分については、平成21年1月2日～4月1日生まれの生徒が対象）は、保護者等の課税標準額から33万円を控除した金額を用いて算定基準額を算出

【令和7年度の高校授業料無償化のイメージ】

申請いただかないと授業料の支払いが必要となります。

就学支援金の申請

認定

就学支援金の対象

授業料の支払不要

不認定

臨時支援金の対象

◆ 提出書類

- ◇ 次の書類を、事務室に提出してください。

【申請書等】1～3全ての書類

- 1 就学支援金確認票
- 2 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書
- 3 高校生等臨時支援金申請意向及び同意について

【添付書類】4～5、または6 提出

- 4 個人番号カード等のコピー貼付台紙
- 5 保護者（親権者）の顔写真付き身分証明書のコピー

※ 4～5の書類を提出する場合、マイナンバーにより審査で使用する税額を確認するため、課税証明書等の提出は不要です。

（6）令和7年度課税証明書等）*

※ 課税証明書による審査を希望する方のみ

【添付書類について 4と5について】

過去に個人番号カード等のコピー貼付台紙を提出し、不認定となつた方については添付書類の提出は不要です。

◆ 手続きの流れ

令和7年7月～
令和8年6月分

- 【審査に必要な書類の提出】
- 1 就学支援金確認票
 - 2 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書
 - 3 高校生等臨時支援金申請意向及び同意について
 - 4 個人番号カード等のコピー貼付台紙
 - 5 保護者（親権者）の顔写真付き身分証明書のコピー
 - （6）令和7年度課税証明書等



就学支援金審査
審査は申請から3か月程度時間を要します。

対象となった方
(就学支援金が支給されます)

対象とならなかった方
(臨時支援金が支給されます)

実際にお手元に支給されるものでなく、授業料の支払いが不要になります。

審査結果通知 [郵送

◆ 高等学校等就学支援金の受給審査

- ◇ 7月から翌年6月の1年間を審査対象期間とし、令和7年度の住民税額（令和6年1月～12月所得）で審査します。
- ◇ 登録されたマイナンバーを使って住民税額の確認ができない場合、学校から該当年度の課税証明書等の提出を求められる場合があります。

◆ よくあるお問い合わせ



Q 1 所得制限はなくなったのに申請が必要なの？

A 1 令和7年度は、就学支援金の所得制限で不認定となる生徒に対して、臨時支援金を支給します。
このため、住民税額を確認してどちらかの支援金を支給するか判断するためには、申請が必要となります。



Q 2 マイナンバーカードを作っていないません。申請出来ませんか？

A 2 マイナンバーカードを作っていないなくても、マイナンバーがわかつていれば申請できます。マイナンバー（個人番号）は、いずれかで確認できます。
「個人番号カード（マイナンバーカード）」
「個人番号（マイナンバー）が記載された住民票」
「個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書」



◆ 次の場合は学校の事務室に必ず連絡してください

- ◇ 保護者（親権者）に変更があった場合
- ◇ 住所に変更がある場合
別途、手続きが必要となります。

問合せ先 神奈川県立茅ヶ崎高等学校 事務室 電話 0467-52-2225 (平日 8:30～17:00)

神奈川県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

この申請書を作成した日を記載してください。

 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金

 収入状況届出書（2回目以降）既に受給資格認定を受けているため、
に関する事項について、届け出ます。

【いずれかに「レ」をしてください。】

- 初めて就学支援金を申請する方は「申請書（初回時）」に、「レ」を記載してください。
- これまでに就学支援金を受給していた方は「届出書（2回目以降）」に「レ」を記載してください。

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

 この申請書又は届出書の記載内容

確認の上、2箇所必ず

 この申請書又は届出書の記載内容

レ印を付けてください。

支給をさせた場合は、不正利得の

レ印

以下罰金等に処されることがあることを承知しています。

00万円

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	ばんごう		こたろう	
生徒の氏名	姓	番号	名	子太郎

生徒の生年月日	平成19 年 8 月 15 日	生徒の氏名、ふりがな、 生年月日、住所を記載して ください。
生徒の住所	〒231-0021 神奈川 都道府県 横浜 市区町村 中区日本大通り1000	
保護者等の電話番号	父090-0000-0000 母080-0000-0000	
保護者等の 電子メールアドレス	XXXXXXXXXXXXXX@XXXXXX.XX.XX	
生徒が在学する 学校の名称	神奈川県立茅ヶ崎高等学校	

電話番号は、日中連絡が取れる連絡先を、保護者全員分記載してください。
電子メールアドレスは、連絡がとれるものを一つ記載してください。

・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

現在在学している高等学校等に入学（転入学）した日等を記載してください。			課程・学科
①現在通つている高等学校等の在学期間	神奈川県立茅ヶ崎高等学校	（うち支給停止期間等） 年 月 日 ～ 年 月 日	①高等学校（全日制）
		年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた場合に記載してください。			
	立	～ 年 月 日 年 月 日	

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）又は課税証明書等については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等

①～⑦のいずれかに レ印 を記載してください。

① 親権者（両親）2名分

生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合

親権者1名分（添付書類が個人番号カードの写し等の場合はア又はイ、課税証明書等の場合はウ又はエのいずれかの□にレ印を付けてください。）
(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合

② イ

・離婚、死別等により親権者が1人の場合、
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付できない場合 等

ウ 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合

エ

親権者の1人が課税

親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合は、

③ 未成年後見人 名分

親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合

(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

④ 生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分

生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

主たる生計維持者1名分（添付書類が個人番号カードの写し等の場合はア又はイ、課税証明書等の場合はイ～エのいずれかの□にレ印を付けてください。）

ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合

⑤ イ

・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等

ウ 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合

エ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

生徒本人（添付書類が個人番号カードの写し等の場合はア、課税証明書等の場合はイの□にレ印を付けてください。）

⑥ ア 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

イ ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合

・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付しません。（添付しない書類が個人番号カードの写し等の場合はア、課税証明書等の場合はイ又はウのいずれかの□にレ印を付けてください。）

⑦ ア 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

イ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未

神奈川県立横浜市立中学校に通学可

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合に限ります）

（7）の□にレ印を付いた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合）の前年の1月1日現在（生

活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。）

氏名 (ふりがな) ばんごう たろう	生徒との続柄 父
番号 太郎	
生年月日 1975年 6月 6日	
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。	

氏名 (ふりがな) ばんごう はなこ	生徒との続柄 母
番号 花子	
生年月日 1977年 3月 31日	
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。	

神奈川 都道府県	横浜 市区町村
<input type="checkbox"/> 日本国に住所を有していない。	

神奈川 都道府県	横浜 市区町村
<input type="checkbox"/> 日本国に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税率の変更や離婚・死別、
で、必ず学校に連絡し

個人番号カード等のコピーを添付する方の
令和7年1月1日時点の住所地を記載してください。

【3. 確認事項】(次の事

就学支援金を扶養奉公に専念して、扶養子又は扶養配偶者又は扶養子の扶養義務者に委任することを了承します。

確認の上、必ず レ印 を付けてください。

提出日

年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 個人番号カードの写し等を提出した保護者等について、都道府県（文部科学省）が就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度）の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額等を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ホ 課税証明書等による申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ヘ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ト 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- チ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- リ 収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- ヌ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。
- ル 課税証明書等による申請において、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- ヲ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。